

平成20年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理（案）

【留意事項】

- この資料は、平成20年度診療報酬改定に向けて、平成19年10月から12月までの間における計19回の診療報酬基本問題小委員会において行われた議論を踏まえて、一応の整理を行ったものであり、今後の中央社会保険医療協議会における議論により、必要な変更が加えられることとなる。
- この資料は、これまでの議論について、平成19年12月3日に社会保障審議会医療保険部会・医療部会においてとりまとめられた「平成20年度診療報酬の基本方針」に則って、整理したものである。

【 目 次 】

緊急課題 産科や小児科を始めとする病院勤務医の負担の軽減

1 産科・小児科への重点評価について ······	2
2 診療所・病院の役割分担等について ······	4
3 病院勤務医の事務負担の軽減について ······	5
4 救急医療対策について ······	5

I 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点

I－1 医療費の内容の情報提供について ······	5
I－2 分かりやすい診療報酬体系等について ······	6
I－3 生活を重視した医療について ······	7
I－4 保険薬局の機能強化について ······	7

II 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点

II－1 質が高い効率的な入院医療の推進について ······	8
II－2 質の評価手法の検討について ······	10
II－3 医療ニーズに着目した評価について ······	10
II－4 在宅医療の推進について ······	11

II-5	精神障害者の療養生活支援について	12
II-6	歯科医療の充実について	14
II-7	調剤報酬の見直しについて	15

III 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点

III-1	がん医療の推進について	16
III-2	脳卒中対策について	17
III-3	自殺対策・子どもの心の対策について	17
III-4	医療安全の推進と新しい技術等の評価について	18
III-5	イノベーション等の評価について	19
III-6	オンライン化・IT化の促進について	19

IV 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価の在り方について検討する視点

IV-1	新しい技術への置換について	20
IV-2	後発医薬品の使用促進等について	20
IV-3	市場実勢価格の反映について	21
IV-4	医療ニーズに着目した評価について（II-3 再掲）	21
IV-5	その他効率化や適正化すべき項目について	22

V 後期高齢者医療制度における診療報酬について

V-1	入院医療について	22
V-2	在宅医療について	23
V-3	外来医療について	25
V-4	終末期医療について	26

【緊急課題】産科や小児科を始めとする病院勤務医の負担の軽減

緊急課題－1 産科・小児科への重点評価について

- (1) 低出生体重児や高齢出産等の、出産に伴う危険性が高い症例数の増加を踏まえ、診療報酬において評価している母体や胎児に合併症等の異常がある場合に行われる治療について、平成18年度改定において設けられたハイリス

ク分娩管理加算の対象者の拡大等充実を図る。

- ① リスクの高い分娩のうち、前置胎盤や心臓疾患等の合併妊娠等について、ハイリスク分娩管理加算の対象者の拡大を行う。

【追加される対象者の例】

妊娠22週超32週未満までの早産、前置胎盤、双胎間輸血症候群、血友病等の血液疾患、HIV陽性妊娠等

- ② 基礎疾患等を有する妊婦の妊娠管理について、特別に評価を行う。

【対象者の例】

妊娠22週超32週未満までの早産、妊娠高血圧症候群重症、前置胎盤、妊娠30週未満の切迫早産、心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、腎疾患、血友病等の血液疾患、HIV陽性妊娠等

- ③ ハイリスク分娩管理加算の対象者の拡大及びハイリスク妊娠管理加算の創設に伴い、ハイリスク妊娠共同管理料の対象を拡大する。

- ④ 妊婦に対して行われる基本的検査である「ノンストレステスト」について、対象の拡大と算定回数の制限の緩和を行う。

【追加される対象者の例】

40歳以上の初産婦、BMIが35以上の初産婦、常位胎盤早期剥離、前置胎盤、腎疾患、血友病等の血液疾患等

- ⑤ 救急搬送されてきた妊娠婦の診療には母体及び胎児の状態や合併症等高度な医学的判断が必要とされることにかんがみ、緊急の母体搬送の受入れが円滑に行われるよう、緊急入院時の加算を創設する。

- ⑥ ハイリスク妊娠共同管理料を届け出ている医療機関において、検査結果や画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付して紹介を行った場合に評価を行う。

- (2) 子ども病院を始めとする地域の小児医療の中核的役割を果たす医療機関において、現行の基準を超えた手厚い人員配置が行われている実態に即して、より高い評価を行う。

- (3) 超重症児や人工呼吸器を装着した患者が多い施設において、より手厚い看護配置を適切に評価する観点から、以下の措置を講ずる。

- ① 超重症児・準超重症児の中でも、状態が特に安定しない乳幼児期に係る部分について、重点的に評価を行う。

- ② 肢体不自由児（者）等を対象とする施設について、一定以上の割合で超重症児等が入院していることを条件として、障害者施設等入院基本料に7

対1 入院基本料を創設する。

- (4) 小児の発達障害等による言語障害を有する患者や脳血管障害等による失語・構音障害に対するリハビリテーションの重要性にかんがみ、集団的に行われるコミュニケーション療法を評価する。
- (5) 児童福祉法に定める施設や医療機関に算定が限定されている障害児（者）リハビリテーション料について、これら以外の施設においても障害児（者）を多く受け入れて専門的なリハビリテーションを実施している医療機関がある実態に即して、対象となる医療機関を拡大する。併せて、障害児（者）リハビリテーションの特殊性・専門性に着目して、評価を引き上げる。

緊急課題－2 診療所・病院の役割分担等について

- (1) 病院及び診療所の再診料の点数格差については、診療所が主として地域において比較的軽度な医療や慢性疾患患者の管理等を担っていることについて包括的な評価を行っているものであり妥当であるとの意見がある一方で、患者の視点から見ると、必ずしも病院及び診療所の機能分化及び連携を推進する効果が期待できないのではないかとの指摘があることを踏まえ、診療所の評価を引き下げるについて検討する。
- (2) 病院勤務医の負担となっている夜間等の軽症者の受入れについて、診療所によるさらなる協力を促すため、時間外加算の特例医療機関と同様に、診療所における夜間診療等の評価を行う。

【加算対象となる時間帯】

平日： 夜間（18～22時）、早朝（6～8時）の診療

土曜： 夜間等（12～22時）、早朝（6～8時）の診療

日曜： 夜間、早朝等（6～22時）の診療

※ 週30時間以上開業していること、開業時間を分かりやすい場所に掲示していること、等を要件とする。

- (3) 休日・夜間等の診療において、診療所で働く小児科医師のさらなる協力を促すため、地域連携小児夜間・休日診療料及び小児外来診療料の評価を引き上げる。

(4) 入院時医学管理加算の要件を見直し、十分な設備等を備え、産科、小児科、精神科等を含む総合的かつ専門的な入院医療をいつでも提供できる体制を有する病院について、評価を行う。併せて、地域の他の医療機関との連携に基づく外来の縮小等の勤務医の負担軽減策を講じていることを要件に追加する。

【主な要件】

- ・ 産科、小児科、内科、整形外科及び脳神経外科に係る入院医療を提供していること
- ・ 精神科による24時間対応が可能な体制が取られていること
- ・ 入院患者のうち、全身麻酔件数が年間800件以上であること
- ・ 24時間の救急医療を提供していること
- ・ 外来診療を縮小するための体制を確保していること
- ・ 特定機能病院・専門病院は対象としないこと 等

緊急課題－3 病院勤務医の事務負担の軽減について

勤務医の負担軽減を図るために、地域の急性期医療を担う病院（特定機能病院を除く。）において、医師の事務作業を補助する職員を配置している場合に、救急医療等病院の担う機能及び配置された当該職員数に応じて、評価を行う。

緊急課題－4 救急医療対策について

医療資源の重点化をさらに進めるため、救急患者に対する極早期の急性期医療をさらに重点的に評価する。

I 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点

I－1 医療費の内容の情報提供について

診療報酬上の算定項目の明細書について、オンライン請求義務化の対象となる病院については発行するための事務処理体制が整っていると考えられることから、実費徴収を認めつつ、患者の求めに応じて、明細書の発行を義務付ける。

I－2 分かりやすい診療報酬体系等について

- (1) 患者から見て分かりやすい医療を実現する観点から、診療報酬体系の簡素化を図る。
- (2) 後期高齢者医療に係る診療報酬点数表について、診療報酬体系の簡素化を図るため、一般の診療報酬点数表との重複を排除して同表の中に盛り込む。
- (3) 診療報酬上評価されている医療のうちには、実際に提供されているが、患者が明確に分からぬままに費用を負担しているものもあるとの指摘があることを踏まえ、個々の診療報酬項目の名称が提供されている医療の内容を分かりやすく表記したものとなっているか、点検を行う。
- (4) 患者にとって分かりやすい診療報酬体系とするためにも、患者への懇切丁寧な説明や計画的な医学管理等を評価している外来管理加算について、5分以上という時間の目安を設ける。
- (5) 平成19年4月の疾患別リハビリテーション料に係る一部見直しにより導入された遞減制や医学管理料について、患者一部負担がリハビリテーションを受ける時期により異なってくるなど患者にとって分かりにくいとの指摘があることから、以下の通り見直す。
 - ① 疾患別リハビリテーション料に係る遞減制・医学管理料を廃止し、点数の一一本化を図る。
 - ② 発症後早期のリハビリテーション料について、「リハビリテーション早期実施加算」を設けて評価する。
 - ③ A D L 加算について、病棟等におけるリハビリテーションが普及していることから廃止する。
 - ④ リハビリテーション総合計画評価料は、毎月1回算定できることとする。
- (6) 患者から見て分かりやすい診療報酬体系とするため、標準的な治療方法が確立しており、手術に伴う入院期間及び投入コストにおいて大きな変動がないものについて、1手術単位での支払方式を導入する。
【導入する手術】15歳未満の鼠径ヘルニア手術（5日以内の入院）

(7) 病理学的検査の重要性にかんがみ、患者に対して適切に情報提供を行うため、現在第3部の中で評価されている病理学的検査を、「第13部 病理診断」として改めて評価する。併せて、主に急性期医療に関する特定入院料において包括して評価されている項目のうち、病理学的検査診断・判断料を、包括範囲外として出来高で評価を行う。

I－3 生活を重視した医療について

- (1) 生活習慣病管理料について、治療計画に基づいた治療管理の普及促進を行うため、療養計画書の簡素化や患者への療養計画書の交付頻度の減（内容に変更がない場合、3ヶ月に1回以上交付から4ヶ月に1回以上交付へ）を行うことに併せ、患者の負担を考慮して評価の引下げを行う。また、2型糖尿病の管理について、血糖コントロールと患者教育の観点から、非インスリン患者に対して自己血糖測定用キットに関する指導を行った場合の加算を新設する。
- (2) 糖尿病合併症のうち、合併症の兆候の早期発見や治療・指導のためのガイドラインが示されており、これに基づく治療・指導により進行を抑えることが報告されている「糖尿病足病変」について、適切な体制を備えて、これを併発する糖尿病患者に対して重点的な指導・管理を行った場合に評価を行う。
- (3) 人工透析について、副作用等により透析に長時間をする患者が一定数いるという実態や、透析時間が生命予後に影響を与える可能性があること等を踏まえ、長時間の人工透析を行った場合に評価を行う。
- (4) 外来医療における迅速検査は患者にとって医療機関の受診回数を減らすことができる等の利点があることや、異常値出現時の速やかな医師への確認依頼等の業務の重要性にかんがみ、院内検査の評価を引き上げるとともに、検査判断料について引き下げる。
- (5) 遺伝学的検査の普及に適切に対応するため、遺伝学的検査を行う場合に、臨床遺伝学の専門的知識を持つ医師が、本人及び家族に対して心理社会的支援を行った場合の評価（加算）を創設する。

I－4 保険薬局の機能強化について

地域の救急医療体制や診療所の夜間・早朝開業等に対応する薬局を一層評価する観点から、常態として夜間、休日等に開局し、調剤を行っている薬局においても、時間外加算等を算定できることとする。

II 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点

II-1 質が高い効率的な入院医療の推進について

(1) 診断群分類別包括評価（DPC）について、以下のとおり、DPCによる支払対象病院を拡大する。

- ① 平成20年度DPC対象病院の基準として、平成18年度DPC対象病院の基準に、2年間のデータ提出、提出されたデータが適切なものであること、及びデータと病床の比率が8.75以上であることを加える。
※ 平成20年度に新たにDPCの対象となる医療機関は、平成18年度DPC準備病院（371病院）のうち、この基準を満たすものとする。
- ② DPC対象病院の基準として新たな事項が設けられたことを踏まえて、これを満たさない病院について、一定の猶予期間を経た後、対象から除外する。
- ③ 医療機関別に設定される調整係数については、平成20年度改定において、他の診療報酬点数の改定状況を勘案して見直す。
- ④ 医療機関別に調整係数を設定する制度の廃止に伴う新たな機能評価係数等を含めたDPC制度の在り方について、平成20年度改定後速やかに検討に着手し、その結果を踏まえて、平成21年度以降のDPC対象病院の取扱を検討する。

(2) DPCに係る診断群分類ごとの診療報酬点数について、平成20年度改定における診療報酬点数の見直しを踏まえた見直しを行うほか、診療報酬調査専門組織のDPC評価分科会における検討結果を踏まえ、医療資源の同等性、臨床的類似性、分類の簡素化及び精緻化、アップコーディングの防止等の観点から、診断群分類の見直し等を行う。

(3) 平均在院日数の短縮の流れに適切に対応するため、急性期治療を経過した患者を受け入れる病室として機能する亜急性期入院医療管理料の要件緩和

を図る。

- (4) 長期入院患者等が住み慣れた居宅等での療養生活に円滑に移行することを支援するため、必要な体制を整えた医療機関が、患者の同意の下で、退院計画を立案した場合に評価を行う。
- (5) 地域における医療連携を促進する観点から、急性期医療を担う病院から地域の医療機関への転院や外来への引継ぎを円滑に進めるため、退院時に算定される画像等を添付した場合の診療情報提供料の算定要件を緩和し、退院日の翌月に行われた場合における算定を認める。
- (6) 平成20年3月31日に廃止予定であった特殊疾患療養病棟入院料等について、期待される役割があることから存続させるとともに、本来設けられた趣旨・目的に照らして対象となる疾患を見直すこととする。
 - ① 疾患の見直しの具体的な内容：入院患者の概ね8割以上を占めることが要件とされている「重度の肢体不自由児（者）又は脊髄損傷等の重度の障害者」から、脳卒中の後遺症患者及び認知症の患者を除外する。
※ 準備期間を半年間設け、平成20年10月1日実施とする。
 - ② 特殊疾患療養病棟から療養病床に転換した場合等について、激変緩和措置として、一定の経過措置を設ける。
 - ③ 名称を「特殊疾患病棟入院料」とする。
- (7) 障害者施設等入院基本料について、本来設けられた趣旨・目的に照らして、
 - (6) ①及び②と同様の措置を講ずる。
- (8) 感染症対策の拡充のため、入院期間中の以下の薬剤費について、包括評価を行っている入院料の包括範囲の対象外とする。
 - ・ 血友病を伴うHIV患者に対する血液製剤及びHIV治療薬の薬剤費
 - ・ B型・C型肝炎患者に対するインターフェロン等の薬剤費

【包括外の対象となる入院料の例】

療養病棟入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、亜急性期入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料 等
- (9) 感染症患者の治療に当たって、院内における二次感染防止をさらに進めるため、二類感染症患者（排菌量の少ない患者等を除く。）に係る個室での療

養環境の確保について、評価を創設する。

- (10) 医療法改正により、診療所においても48時間を超える入院が認められたことを踏まえて、入院患者の病状急変に備え、医師、看護師が対応できる体制が整った診療所における入院医療を評価する。

II-2 質の評価手法の検討について

- (1) 今後の急速な人口高齢化による脳卒中患者の増加等に適確に対応するため、回復期リハビリテーション病棟の要件に、試行的に質の評価に関する要素を導入し、居宅等への復帰率や、重症患者の受け入れ割合に着目した評価を行うとともに、病棟におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえて、当該病棟における医師の専従配置を緩和する。
- (2) 慢性期入院医療の包括評価分科会での検討結果を踏まえて、以下の見直しを行う。併せて、医療経済実態調査結果等を踏まえて、療養病棟入院基本料を適正化する。
- ① 将来的に医療の質の評価を行うことを目的として、ケアの質を反映する褥瘡の発生割合や、ADLの低下等を継続的に測定・評価し、記録する。
 - ② 医療区分・ADL区分の評価について、毎日ではなく、患者病態の変化時に行うこととする。
 - ③ 医療区分の評価項目の見直し
 - ア 「酸素療法」について、毎月、必要とされる病態か否か確認を行い、診療録等に記載する。
 - イ 「うつ症状」及び「他者に対する暴行」について、医師を含めて原因や治療方針等について検討を行い、治療方針に基づく必要なケアについて実施した内容を診療録等に記載する。
 - ウ 「脱水」及び「おう吐」について、発熱を伴うものに限定する。
 - ④ 認知機能障害加算を廃止する。

II-3 医療ニーズに着目した評価について

平成19年1月の建議等を踏まえ、7対1入院基本料について、以下のとおりの見直しを行う。

- ① 7対1入院基本料について、「看護必要度」による基準を満たす病院のみが届け出ができるとする。

【新たに導入される「看護必要度」判定基準の概要】

ハイケアユニットにおいて用いられている「重症度・看護必要度」の指標を基に、一般病棟における急性期入院医療に係る治療・処置に対応とともに、病院での負担を勘案して評価項目を簡素化したものとする。

A モニタリング及び処置等	B 患者の状況等
1. 創傷処置、2. 血圧測定、3. 時間尿測定、 4. 呼吸ケア、5. 点滴ライン同時3本以上、 6. 心電図モニター、7. シリンジポンプの使用、 8. 輸血や血液製剤の使用、 9. 専門的な治療、処置（①抗悪性腫瘍剤の使用、②麻薬注射薬の使用、③放射線治療、④免疫抑制剤の使用、⑤昇圧剤の使用、⑥抗不整脈剤の使用、⑦ドレナージの管理）	1. 寝返り 2. 起きあがり 3. 座位保持 4. 移乗 5. 口腔清潔 6. 食事摂取 7. 衣服の着脱

※1 産科患者及び小児科患者は「看護必要度」の測定対象から除外する。

※2 救命救急センターを設置する病院は、「看護必要度」による基準を満たさない場合であっても、7対1入院基本料の届出ができるとする。

※3 準備期間を3ヶ月間設け、平成20年7月1日実施とする。

※4 平成20年3月31日時点で7対1入院基本料を算定している病院であって「看護必要度」の基準を満たせないものについては、激変緩和措置として、平成22年3月31日までの間、10対1入院基本料に加えて「看護補助加算」の算定を認める。

※5 特定機能病院には適用しない。

- ② 7対1入院基本料について、医師数が病床数に対して10分の1以上であり、かつ、医療法標準を満たしている病院以外については、7対1入院基本料の減算措置を講ずる。併せて、へき地等に所在する病院については、特別な配慮を行う。

※ 特定機能病院には適用しない。

II-4 在宅医療の推進について

- (1) 半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しない病院について、在宅医療の主な担い手となっていることに着目し、在宅療養支援診療所と同様の評価を行う。

※ 在宅時医学総合管理料 1 及び在宅末期医療総合診療料の算定を認める。

- (2) 療養病床から転換した介護老人保健施設において、夜間又は休日に、施設のオンコール医師が、医師による対応の必要性を認め、かつ、当該オンコール医師による対応ができない場合に、当該オンコール医師の求めに応じて、併設する医療機関の医師が訪問して診療を行うことを評価する。

- (3) 療養病床から転換した介護老人保健施設において、緊急時に必要となる処置等について、保険医療機関の医師が行った場合に診療報酬の算定が可能な項目を拡大する。

【算定可能とする項目の例】

創傷処理、咽頭異物摘出術（複雑なもの）、心電図検査（判断料）、点滴・注射（手技料）、麻薬投与（手技料）等

- (4) 訪問看護については、後期高齢者とそれ以外の患者とで同様のニーズがあると考えられることから、後期高齢者における対応を 75 歳未満の者に対しても導入する。

II-5 精神障害者の療養生活支援について

- (1) 精神病床での入院期間が 1 年以上の長期入院患者に対して、退院後に安心して地域での生活を営めるよう、退院支援計画に基づいて行う精神科地域移行支援について手厚い評価を行う。

- (2) 精神病床における長期入院患者が退院後も安心して地域での生活を営めるよう、退院調整を行い、計画的に地域移行を進めている医療機関に対して、入院期間が 5 年以上の入院患者数が一定割合以上減少した場合の加算を創設する。

- (3) 入院の長期化を防止するため、精神科退院前訪問看護・指導の対象者を拡大し、入院期間が 3 ヶ月未満の患者に対する精神科退院前訪問指導の実施を評価する。

- (4) 精神障害者が安心して地域での生活を営めるよう、服薬中断等により精神症状が急性増悪した場合に、重点的な精神科訪問看護の実施を評価する。
【重点的な実施の内容】 服薬中断等により精神症状が急性増悪した場合であって、医師が必要を認めた場合には、週7回以内
- (5) 精神病床に入院する患者の地域移行を推進する観点から、入院期間に応じた加算について、長期入院患者の評価を見直す。
- (6) 精神科救急医療を担う地域の中核病院等の精神病床であって、精神科治療に合わせて身体合併症の治療を行うことの加算を創設する。
- (7) 精神科救急入院料について、精神科救急医療施設の整備状況の地域差の解消を図るとともに、入院早期から在宅への移行支援をさらに推進する観点から、算定要件を見直す。
- (8) 精神病床に入院している精神障害者であって、身体疾患を併せ持つものに対して、精神科と精神科以外の診療科とが協力して治療する体制が整った医療機関において、治療早期の加算を創設する。
- (9) 精神病床・結核病床入院患者のうち、特に肺血栓塞栓症を発症する危険性が高いものに対して、重篤化予防のための必要な医学管理を行った場合に肺血栓塞栓症予防管理料の算定を認める。
- (10) 認知症患者について、入院早期におけるせん妄等の周辺症状に対してより手厚い医療が必要となることから、入院早期の評価を引き上げる一方、長期入院について適正化を行う。
- (11) 今後の後期高齢者の増加による認知症患者の増加に対応するため、認知症の疑われる患者について、かかりつけ医が、その患者又は家族の同意を得て、認知症疾患の専門的診断ができる医療機関に対して、認知症の兆候について記載した文書等を添えて紹介した場合の評価を創設する。
- (12) 精神科外来における精神療法について、患者の状態に応じて診療時間に大きな差が見られる実態に即して、時間の目安を設けるとともに、長時間に